

# 行政改革実施計画 実施項目調書

## 基本目標 1 持続可能な財政運営の推進

基本施策	番号	実施項目	担当課等	頁
1-1 自主財源の確保	1	<a href="#">使用料及び手数料の見直し</a>	総務課	1
	2	<a href="#">未利用財産の有効活用</a>	管財課	2
	3	<a href="#">市税の徴収対策の推進</a>	納税課	3
	4	<a href="#">国民健康保険税の徴収対策の推進</a>	国保年金課	4
	5	<a href="#">ホームページへの有料広告掲載</a>	秘書広報課	5
1-2 歳出経費の抑制	6	<a href="#">職員人件費の適正管理</a>	人事課	6
	7	<a href="#">補助金等の整理合理化</a>	総務課	7
	8	<a href="#">経常経費の抑制</a>	財政課	8
	9	<a href="#">ごみの減量化による歳出削減</a>	クリーン推進課	9
1-3 計画的な財政運営の推進	10	<a href="#">財政計画の推進</a>	財政課	10
	11	<a href="#">基金の適正な管理</a>	財政課	11
1-4 地方公営企業の経営健全化	12	<a href="#">公営企業会計の適用の推進</a>	下水道課	12

## 基本目標 2 公共施設等の適正な管理

基本施策	番号	実施項目	担当課等	頁
2-1 公共施設等総合管理計画の推進	13	<a href="#">公共施設等総合管理計画の策定及び進行管理</a>	資産経営課	13
2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理	14	<a href="#">公共施設の見直し</a>	資産経営課・施設所管課	14
	15	<a href="#">市有建築物の適正な維持管理の推進</a>	資産経営課・施設所管課	15

## 基本目標 3 効率的な行政運営の推進

基本施策	番号	実施項目	担当課等	頁
3-1 組織の見直し	16	<a href="#">簡素で機能する組織体制の整備</a>	総務課	16
3-2 定員管理の適正化	17	<a href="#">定員管理計画の適正な運用</a>	人事課	17
	18	<a href="#">非常勤職員等の適正な任用</a>	人事課	18
3-3 人材育成の推進	19	<a href="#">人事評価制度の確立</a>	人事課	19
	20	<a href="#">職員のスキルアップの促進</a>	人事課	20
3-4 電算化による効率的な事務処理の推進	21	<a href="#">既存事務の電算化の推進</a>	管財課	21
3-5 各種施策等の行政評価の実施	22	<a href="#">行政評価の推進</a>	企画政策課	22

## 基本目標 4 効率的・効果的な行政サービスの推進

基本施策	番号	実施項目	担当課等	頁
4-1 事務事業の見直し	23	<a href="#">民間委託及び指定管理者制度の導入の推進</a>	総務課・資産経営課	23
4-2 行政サービスの見直し	24	<a href="#">出先機関等の効率的な窓口開設</a>	市民課	24
	25	<a href="#">申請・届出手続きの電子化</a>	市民課・管財課	25
	26	<a href="#">窓口のプライバシー保護</a>	総務課・窓口関係各課	26
4-3 市民協働事業の推進	27	<a href="#">NPO・市民活動団体等との協働体制の整備・促進</a>	市民活動推進課	27

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-1 自主財源の確保
実施項目	1 使用料及び手数料の見直し

担当部署	総務課
------	-----

1 概要等

現状分析	受益者負担の適正化の観点から、使用料及び手数料の積算根拠を精査する必要がある。 使用料を全額減免している使用許可が多く、受益者負担の原則を勘案した減免制度の見直しが課題となっている。
実施概要	「使用料、手数料設定等に関する事務指針」に基づいた使用料及び手数料の算定根拠の精査、検証、減免制度の見直しを行う。
計画期間目標	指針に基づく使用料、手数料及びこれらの減免制度の見直し

2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	消費税率改正に伴う使用料、手数料見直しの実施	使用料・手数料の積算に係る調査及び31年度の料金改訂に向け指針の改訂に取り組んでいる。	受益者負担の原則を勘案し、使用料・手数料の算定根拠の精査及び減免制度の見直しを行う必要がある。
29年度	使用料、手数料及び減免制度の見直し検討	「使用料、手数料設定等に関する事務指針(案)」を策定し、30年度に改定を行うこととした。	使用料の減免について、使用料、手数料設定等に関する事務指針に一定の基準を定めているが、基準に基づく受益者負担を徴収できていない状況であり、いかに徴収していくべきか検討が必要である。
30年度	使用料、手数料及び減免制度の見直し検討	「使用料、手数料設定等に関する事務指針」の一部を改定するとともに、平成31年3月議会において、平成31年10月からの消費税率の変更に伴う条例の改正を行った。	消費税率の変更もあり、どの程度物価等への影響があるか不明確であるため、市民への影響(急激な負担増とならないよう)を考慮し、使用料及び手数料の見直しのタイミングについては、検討が必要である。
31年度	○使用料、手数料及び減免制度の見直し(必要に応じた条例等の改正) ○改正される使用料・手数料、減免制度の十分な周知		
32年度	使用料・手数料、減免制度の改正		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-1 自主財源の確保
実施項目	2 未利用財産の有効活用

担当部署	管財課
------	-----

1 概要等

現状分析	現在、未利用又は貸付けを行っている土地(普通財産)が約230,000㎡あるが、将来的に利用見込みのない土地についての処分が課題となっている。
実施概要	将来的に利用見込みがなく、売却可能と判断される土地(普通財産)を、適切な方法により売却処分する。
計画期間目標	5年間で2,500㎡の土地を処分する。

2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	売却可能市有地の売却(売却面積500㎡)	市有地(5筆・1716.30㎡)の売却を行った。売却金額2,077,977円。 また、普通財産貸付により未利用地を有効活用している。	普通財産の貸付や未利用地の売却により、自主財源の確保が図られたが、普通財産の売却に関する長期的な計画がないことから、今後検討する必要がある。
29年度	売却可能市有地の売却(売却面積500㎡)	市有地の売却まで進んだ案件はなかったが、売却するための不動産鑑定及び準備作業を進めた(2件)。 また、普通財産貸付により未利用地を有効活用している。	普通財産の貸付により、自主財源の確保が図られたが、普通財産の売却に関する長期的な計画がないことから、今後検討する必要がある。
30年度	売却可能市有地の売却(売却面積500㎡)	市有地(36筆・1,316.12㎡)の売却を行った。売却金額1,232,761円。 また、普通財産の貸付により未利用地を有効活用するとともに、売却が可能な土地の現況確認を進めた。	普通財産の貸付や未利用地の売却により、自主財源の確保が図られた。 売却が可能な土地の多くは、斜面地や狭小地であり、売却する際の課題もそれぞれ異なるため、個々の状況を具体的に把握する必要がある。
31年度	売却可能市有地の売却(売却面積500㎡)		
32年度	○売却可能市有地の売却(売却面積500㎡) ○売却等処分実績の検証		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-1 自主財源の確保
実施項目	3 市税の徴収対策の推進

担当部署	納税課
------	-----

## 1 概要等

現状分析	市税等の安定的な確保は、市の施策や事業の実施において必要不可欠であるとともに納税の公平性の確保という点においても極めて重要なことであり、更なる徴収対策が求められている。 【参考】平成26年度徴収率 現年度課税分98.8% 滞納繰越分24.7%（県内54市町村中8位） 順位は、現年度・滞納繰越分合算
実施概要	○新たな収納チャンネルの検討による納付環境の充実 ○徴収担当職員の育成が最も重要なことから、各種研修会への積極的な参加 ○効果的な滞納整理業務の確立
計画期間目標	徴収率を目標値以上とする。効果的な徴収体制の確立

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	○納付環境体制の整備 ○効果的な徴収体制の検証及び整備 ○徴収担当職員の育成 ○公売等の換価処分の実施 ○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上	5月：現年分催告 徴収率：【速報値】現年度課税分99.1% 滞納繰越分28.6% 5月～2月：佐倉県税事務所へ徴収引継（29件） 6月：インターネット公売（1件） 11月：過年度分催告 12月：現年度分催告 毎月：夜間休日納付相談窓口 随時：差押・換価（375件）	預貯金・生命保険・給与・年金等の財産調査により滞納者の実態を把握し差押等の滞納処分を実施した。 また、滞納案件の進行管理と滞納整理の月間計画を策定し、効果的な徴収に努めた。 今後の課題としては、差押不動産の公売や執行停止相当案件の適正な対応、より効率的・効果的な回収に向けた組織体制整備の検討を進めていく。
29年度	○納付環境体制の整備 ○効果的な徴収体制の検証及び整備 ○徴収担当職員の育成 ○公売等の換価処分の実施 ○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上	5月：現年分催告 徴収率：【速報値】現年度課税分99.2% 滞納繰越分29.8% 5月～2月：佐倉県税事務所へ徴収引継（9件） 11月～12月：インターネット公売（1件） 11月：過年度分催告 12月：現年度分催告 毎月：夜間休日納付相談窓口 随時：差押・交付要求（348件）、換価（502件）	預貯金・生命保険・給与・年金・不動産等の財産調査により滞納者の実態を把握し差押・換価等滞納処分の実施により徴収率の向上に努めた。 また、滞納案件の進行管理と滞納整理の月間計画を策定し、効果的な徴収に努めた。 今後の課題としては、高額案件、長期差押不動産の解消、執行停止相当案件の再考察があげられる。
30年度	○納付環境体制の整備 ○効果的な徴収体制の検証及び整備 ○徴収担当職員の育成 ○公売等の換価処分の実施 ○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上	5月：現年分催告 徴収率：【速報値】現年度課税分99.2% 滞納繰越分32.7% 5月～2月：佐倉県税事務所へ徴収引継（8件） 10月～3月：会場公売・インターネット公売（1件） 11月：過年度分催告 12月：現年度分催告 毎月：夜間休日納付相談窓口 随時：差押・交付要求（501件）、換価（659件）	預貯金・生命保険・給与・年金・不動産等の財産調査により滞納者の実態を把握し差押・換価等滞納処分の実施により徴収率の向上に努めた。 また、滞納案件の進行管理として担当割による処分・徴収実績の月例報告を実施し、効果的な徴収に努めた。 今後の課題としては、より効率的な滞納整理、長期差押不動産の解消、執行停止の推進があげられる。
31年度	○納付環境体制の整備 ○効果的な徴収体制の検証及び整備 ○徴収担当職員の育成 ○公売等の換価処分の実施 ○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上		

32年度	○納付環境体制の整備 ○効果的な徴収体制の検証及び整備 ○徴収担当職員の育成 ○公売等の換価処分の実施 ○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上		
------	--	--	--

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-1 自主財源の確保
実施項目	4 国民健康保険税の徴収対策の推進

担当部署	国保年金課
------	-------

1 概要等

現状分析	<p>少子高齢化の進展、就業構造の変化や医療技術等の高度化に伴う医療費の増加に加え、経済状況の低迷による国民健康保険税の減収等により、国民健康保険の財政状況は極めて厳しい状況である。</p> <p>しかしながら、税負担の公平性を確保するため、督促状や催告書の送付、電話による催告等により納税を推進し、滞納処分も行っているが、国民健康保険制度維持の観点から国民健康保険税に係る徴収対策が課題である。</p> <p>【参考】平成26年度徴収率 現年度課税分 90.7% 滞納繰越分 17.5% (県内54市町村中22位) 順位は、現年度課税分のみ</p>
実施概要	<p>○納税者には国民健康保険制度を十分理解してもらうとともに、納税者の公正公平の観点から、悪質滞納者には差押等の処分を強化する。</p> <p>○国民健康保険団体連合会主催等の研修会参加による徴収部門における職員の育成</p> <p>○コンビニ収納やペイジー収納、休日・夜間納税相談等、徴収率向上に向けた納付環境の充実 ※平成30年度からの国保運営の広域化(国保に係る財政運営の責任を負う主体は都道府県となる。)</p>
計画期間目標	○徴収率を目標値以上とする。○効果的な徴収体制の確立

2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	<p>○効果的な徴収体制の検証及び整備</p> <p>○徴収担当職員の育成</p> <p>○納付環境改善策の検討</p> <p>○徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上</p>	<p>・納税課、介護保険課と合同による夜間・休日納付相談窓口(第4土曜日午前8時30分～12時30分と月末開庁日午後8時)を実施</p> <p>・滞納処分の実施</p> <p>・現年のみの未納者に対する短期保険証切替え予告の送付及び電話催告を実施</p> <p>・11月納税課、介護保険課と合同による過年度催告</p> <p>・コンビニ及びマルチペイメントによる収納の実施 徴収率:【速報値】現年度課税分 91.4% 滞納繰越分 19.9%</p>	<p>・夜間・休日納付相談窓口の開設により市民の納付機会等の拡大が図られ、23件の納付相談を含め、延べ126人が利用し、135件、約230万円が納付された。</p> <p>・預貯金の財産調査等による実態調査を行い、財産差押等の滞納処分を実施した。(28年度実績110件)</p> <p>・納付状況が悪い滞納者には、納税課債権回収対策室による処分等により、納税の公平性を確保した。</p> <p>・コンビニ収納等を導入したことにより、市民の納付機会の充実が図られた。</p> <p>・納税課と徴収方針についての会議を行い徴収体制を検討した。</p> <p>・納税課、介護保険課、保育課と合同による債権回収対策会議を2月に実施し、担当職員の育成を行った。</p>
29年度	<p>○効果的な徴収体制の検証及び整備</p> <p>○徴収担当職員の育成</p> <p>○納付環境改善策の検討</p> <p>○徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上</p>	<p>・納税課、介護保険課と合同による夜間・休日納付相談窓口(第4土曜日午前8時30分～12時30分と月末開庁日午後8時)を実施</p> <p>・滞納処分の実施</p> <p>・現年のみの未納者に対する短期保険証切替え予告の送付及び電話催告を実施</p> <p>・11月納税課、介護保険課と合同による過年度催告</p> <p>・コンビニ及びマルチペイメントによる収納の実施 徴収率:【速報値】現年度課税分91.8% 滞納繰越分19.7%</p>	<p>・夜間・休日納付相談窓口の開設により市民の納付機会等の拡大が図られ、6件の納付相談を含め、延べ130人が利用し、182件、約370万円が納付された。</p> <p>・預貯金の財産調査等による実態調査を行い、財産差押等の滞納処分を実施した。(29年度実績114件)</p> <p>・納付状況が悪い滞納者には、納税課債権回収対策室による処分等により、納税の公平性を確保した。</p> <p>・コンビニ収納等を導入したことにより、市民の納付機会の充実が図られた。</p> <p>・納税課と徴収方針についての会議を行い徴収体制を検討した。</p>
30年度	<p>○効果的な徴収体制の検証及び整備</p> <p>○徴収担当職員の育成</p> <p>○納付環境改善策の検討</p> <p>○徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上</p>	<p>・納税課、介護保険課と合同による夜間・休日納付相談窓口(第4土曜日午前8時30分～12時30分と月末開庁日午後8時)を実施</p> <p>・滞納処分の実施</p> <p>・現年のみの未納者に対する短期保険証切替え予告の送付及び電話催告を実施</p> <p>・11月納税課、介護保険課と合同による過年度催告</p> <p>・納税課、介護保険課と徴収方針会議を実施</p> <p>・コンビニ及びマルチペイメントによる収納の実施 徴収率:現年度課税分92% 滞納繰越分20.36%</p>	<p>・夜間・休日納付相談窓口の開設により市民の納付機会等の拡大が図られ、15件の納付相談を含め、延べ123人が利用し、140件、約300万円が納付された。</p> <p>・預貯金の財産調査等による実態調査を行い、財産差押等の滞納処分を実施した。(30年度実績119件)</p> <p>・納付状況が悪い滞納者には、納税課債権回収対策室による処分等により、納税の公平性を確保した。</p> <p>・コンビニ収納等を導入したことにより、市民の納付機会の充実が図られた。</p> <p>・コンビニ収納導入後、夜間・休日相談窓口利用者は減少し、利用方法も毎月定額納付者が多くを占めている。職員人件費との費用対効果を課題とし、納税課、介護保険課と方針を検討する。</p>
31年度	<p>○効果的な徴収体制の検証及び整備</p> <p>○徴収担当職員の育成</p> <p>○納付環境改善策の検討</p>		
32年度	<p>○徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上</p>		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-1 自主財源の確保
実施項目	5 ホームページへの有料広告掲載

担当部署	秘書広報課
------	-------

## 1 概要等

現状分析	<p>○ホームページリニューアル(平成25年度)により、アクセス件数が増加傾向にあるものの、バナー広告掲載件数は増減が大きく安定していない。安定した財源確保のためには積極的な売込みが必要である。</p> <p>○市ホームページのトップ画面を活用したバナー広告の募集。</p>
実施概要	<p>○広報紙等で有料広告募集について広く周知する。</p> <p>○広告業者に募集業務を委託し安定した広告掲載を確保する。</p>
計画期間目標	<p>年度別行動計画の収入目標額</p> <p>市外企業 1社 15,000円×1店舗×12か月=180,000円</p> <p>市内企業 1社 12,000円×2店舗×12か月=288,000円</p>

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	<p>広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施</p> <p>収入目標 468,000円</p> <p>広告件数目標 36ヶ月</p>	<p>・市ホームページのトップ画面を活用したバナー広告を募集した。</p> <p>・バナー広告の募集について広報紙等で周知した。</p>	<p>市外企業:2社</p> <p>収入額:150,000円</p> <p>他市の例を参考に、広告業者によるバナー枠の一括貸付けについて検討し、平成29年度に募集を行うこととした。</p>
29年度	<p>広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施</p> <p>収入目標 468,000円</p> <p>広告件数目標 36ヶ月</p>	<p>・バナー広告の募集について広報紙等で周知した。</p> <p>・広告枠を一括して広告代理店に貸し付ける方法に変更し、9月に公募を実施したが最低価格に達しなかった。</p> <p>・チラシを作成して住宅販売業者に直接出向いて営業活動を実施した。</p>	<p>市外企業:2社</p> <p>収入額:270,000円</p> <p>再度、公募を実施する。</p>
30年度	<p>広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施</p> <p>収入目標 468,000円</p> <p>広告件数目標 36ヶ月</p>	<p>・バナー広告の募集について広報紙等で周知した。</p> <p>・広告枠を一括して広告代理店に貸し付ける方法で、前年度に引き続き公募を実施したが、応札者が無かった。</p>	<p>市内企業:1社 収入額:144,000円</p> <p>市外企業:1社 収入額:255,000円</p> <p>合計399,000円</p> <p>掲載業種に偏りがある。広告枠の一括貸付けについては不調であった。要因としてはアクセス件数や地域性などが考えられる。</p>
31年度	<p>広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施</p> <p>収入目標 468,000円</p> <p>広告件数目標 36ヶ月</p>		
32年度	<p>広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施</p> <p>収入目標 468,000円</p> <p>広告件数目標 36ヶ月</p>		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-2 歳出経費の抑制
実施項目	6 職員人件費の適正管理

担当部署	人事課
------	-----

### 1 概要等

現状分析	職員の給料等については、基本的に国・県の基準に準じて民間との均衡を図り適正な支給形態を実施している。近年、職員の時間外勤務時間は増加傾向にあるため、職員の健康管理の観点からワークライフバランス(仕事と生活の両立)を促進するとともに併せて経費削減の観点から業務の平準化、計画的な業務の遂行など様々な方策を図り、時間外勤務時間を縮減していく必要がある。
実施概要	給料等については、従前どおり国・県の動向に準じて適正な支給形態を実施する。時間外勤務については、勤務に対する事前命令の徹底、全庁的なノー残業デーの推進、退庁管理等の業務管理の強化を図る。
計画期間目標	選挙執行分及び災害時対応分を除く時間外勤務時間を、平成26年度職員1人当たり年間平均時間外時間数(112時間)から全庁的に抑制を図り、最終目標としてH26年度実績の5%を削減し、職員1人当たり年間約106時間程度とする。

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする(H26実績を上限)	・職員1人当たり年間約114時間(選挙除く)(H27年度約105時間) ・時間外勤務が一定以上継続する職員への健康チェックを実施した。(1月の時間外勤務が60時間を超えた場合及び30時間以上の時間外勤務が3月続いた場合。) ・時間外の縮減(ノー残業デー等)について、年2回通知。また、時間外縮減に関して、毎月月末に各課連絡ボードへ掲載。	・引き続き時間外勤務の現状把握をし、業務量等に応じた適切な職員配置を実施する。 ・健康管理の観点からも一定の時間数を超える職員へは健康チェック等を実施する。 ・平成29年8月からは、午後7時以降の時間外勤務は原則禁止とした。
29年度	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする(H26実績を上限)	・職員1人当たり年間約85時間(H28年度約114時間) ・時間外勤務が一定以上継続する職員への健康チェックを実施した。(1月の時間外勤務が60時間を超えた場合) ・時間外の縮減について、年2回通知及び朝礼時に周知。また、時間外縮減に関して、毎月月末に各課連絡ボードへ掲載。 ・平成29年8月から、午後7時以降の時間外勤務を原則禁止とし、やむを得ない場合には、所属部長まで決裁を受け、事前申請を行うこととした。 ・平成30年1月に残業削減研修を実施、45名が参加した。	・午後7時以降の時間外勤務の原則禁止により、時間外勤務の大幅な削減につながったが、一過性に終わらせない為に、引き続き時間外勤務の現状把握をし、業務量等に応じた適切な職員配置を実施する。 ・健康管理の観点からも一定の時間数を超える職員へは健康チェック等を実施する。 ・平成30年度から係長制度のもと、事務の効率化、平準化を徹底する。
30年度	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする(H26実績を上限)	・職員1人当たり年間約86時間(H29年度約85時間) ・時間外勤務が一定以上継続する職員への健康チェックを実施した。(1月の時間外勤務が60時間を超えた場合) ・時間外の縮減について、年2回通知及び朝礼時に周知。また、時間外縮減に関して、毎月月末に各課連絡ボードへ掲載。 ・午後7時以降の時間外勤務の原則禁止、やむを得ず行う場合の事前申請(部長決裁)を継続実施した。	・午後7時以降の時間外勤務の原則禁止の継続実施により、時間外勤務の削減につながっている。引き続き時間外勤務の現状把握をし、業務量等に応じた適切な職員配置を実施する。 ・健康管理の観点から一定の時間数を超える職員へ健康チェック等を実施する。
31年度	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする(H26実績を上限)		
32年度			



改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-2 歳出経費の抑制
実施項目	7 補助金等の整理合理化

担当部署	総務課
------	-----

## 1 概要等

現状分析	補助金制度の在り方としては、事業実施当初に交付し、その後当該事業が補助金に頼ることなく運営が可能となるよう自立することが望ましいが、数年来、補助金制度に依存している事業が多いことが、引き続き課題となっている。限られた財源を有効に活用するため、補助金の見直しを引き続き行う。
実施概要	補助金評価委員会による補助金等の検証 補助金制度の見直し、事業の自立の促進
計画期間目標	補助金制度の整理、統合、廃止などによる合理化、経費削減

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施	・各課等の補助金の状況を調査するとともに予算ヒアリングにおいて補助金の見直しについて検討するよう依頼した。また補助金等の要綱改正等において補助率や終期の設定などについて協議を行った。	・一部の補助金について縮小されたものがあるが、廃止となったものはなかった。 引き続き、各課等に補助金の見直し及び団体の自立について検討するよう促していく必要がある。
29年度	○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施	予算積算時に、補助交付金等の交付状況に係る調査を実施した。また補助金等の要綱改正等において補助率や終期の設定などについて協議を行った。	1件、補助金が廃止され、一部の補助金で縮小を検討しているものがある。また、平成30年度に補助金等評価委員会を開催し、第三者から意見をいただくこととしている。
30年度	○補助金等評価委員会による補助金等の検証 ○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施	補助金等評価委員会を設置し、38件の補助金等について審査及び評価をしていただき、取り纏めた報告書をホームページ等により公表した。	令和元年には、補助金等評価委員会の結果を受け、見直しの必要があるとされた補助金等については、担当課において検討していただくこととしている。また、市としても評価を行い、見直し等の方向性を示す必要がある。
31年度	○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施		
32年度	○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-2 歳出経費の抑制
実施項目	8 経常経費の抑制

担当部署	財政課
------	-----

## 1 概要等

現状分析	合併に伴う普通交付税の特例措置が、平成27年度から段階的に縮減されるなど、経常的収入の減少が懸念されるなかで、人件費、扶助費及び物件費等の経常的経費が増加しており、財政の硬直化が懸念される。 【参考】26年度決算 経常収支比率 86.1% (県内54市町村中9位)
実施概要	経常的経費が増加すると安定した財政運営が困難となることから、財政の弾力性確保の観点から経常収支比率の目標となる指標を定め、極力抑制する方向で見直しを行う。 ※経常収支比率とは、税などの一般財源を経常的経費にどれくらい充当できるかをみるもので、この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示します。市税の増加等により、近年では減少傾向にありましたが、合併に伴う普通交付税の特例措置の削減による一般財源の減少により、今後は比率の増加が見込まれます。
計画期間目標	経常収支比率90.0%以内

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。	計画的な地方債の借入れにより公債費を抑制し、経常的経費の縮減に努めた。 【速報値】経常収支比率83.1%	平成27年度決算は、経常収支比率が83.7%となり、目標値の90.0%を下回る結果となったが、扶助費や物件費などの経常的経費は増加傾向にあることから、今後も財政の硬直化が懸念される。
29年度	財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。	平成28年度は、臨時財政対策債及び学校給食センター整備事業の財源として起債したことにより、平成27年度に比べ地方債の借入額が増加したが、借入額を当該年度の公債費償還金の額を超えない範囲として公債費を抑制し、翌年度以降の経常的経費の縮減に努めた。	平成28年度決算は、経常収支比率が83.1%となり、目標値の90.0%を下回る結果となったが、扶助費や物件費などの経常的経費は増加傾向にあることから、今後も財政の硬直化が懸念される。
30年度	財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。	平成29年度は、小学校施設整備改修事業、防災基盤整備事業及び市道整備事業の財源として起債したが、平成28年度と比べ、地方債の借入額は減少している。また、借入額を当該年度の公債費償還金(元金)の額を超えない範囲として公債費を抑制し、翌年度以降の経常的経費の縮減に努めた。	平成29年度決算は、経常収支比率が81.2%となり、目標値の90.0%以内となり、目標は達成しているが、扶助費や補助費等などの経常的経費は増加傾向にあることから、今後も財政の硬直化が懸念される。
31年度	財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。		
32年度	財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-2 歳出経費の抑制
実施項目	9 ごみの減量化による歳出削減

担当部署	クリーン推進課
------	---------

### 1 概要等

現状分析	○印西地区環境整備事業組合管内におけるごみの排出原単位(1人1日当たりのごみの排出量)は、これまでと同様に、白井市、栄町に比べ印西市が多い状況であり、ごみの排出量は組合の負担金と直結している。 ○印西地区環境整備事業組合管内では、栄町が昭和47年度から家庭系ごみの有料化(収集運搬費のみ)、白井市は平成19年度から粗大ごみの有料化を実施しており、有料化がごみの減量化の有効手段となっているが、印西市は無料の状況であり、千葉県廃棄物処理計画においても、施策としてごみ処理有料化の促進を主な取組みとして掲げている。
実施概要	○ごみの排出抑制・分別排出の意識啓発の推進 ○環境教育・学習機会の充実 ○ごみの減量、リサイクルの市民実践活動等への支援 ○不法投棄対策の充実 ○ごみ処理の有料化の協議
計画期間目標	計画期間中、印西市ごみ減量計画に定める市民1人1日当たりのごみ排出量以内の抑制を図り、経費を削減する。 【参考】平成26年度市民1人1日当たりのごみ排出量 899g/人日

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議 ○排出原単位目標値 749g/人日	○15日号に連載記事を掲載(年10回) ○小学校出前講座開催(3校) ○親子リサイクル施設等見学会(12家族) ○クリーンアドバイザー出前講座(23回) ○クリーンパートナー地域活動(委嘱113人) ○不法投棄監視カメラの運用(54台) ○監視パトロール(業者100日、職員6日) ○有料化に向け組合会議で事務一元化協議 ○28年度排出原単位 875g/人日	(効果) ○排出原単位の減少(g/人日) [家庭系]27年度698g → 28年度687g(△11) [事業系]27年度193g → 28年度188g(△5) [合計]27年度891g → 28年度875g(△16) (課題等) ○粗大ごみ有料化の実施 ○ごみ減量意識の低い方への減量意識の浸透 ○事業系ごみ減量対策
29年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議 ○排出原単位目標値 727g/人日	○15日号に連載記事を掲載(年10回) ○小学校出前講座開催(2校) ○親子リサイクル施設等見学会(11家族) ○クリーンアドバイザー出前講座(18回) ○クリーンパートナー地域活動(委嘱103人) ○不法投棄監視カメラの運用(65台) ○監視パトロール(業者100日、職員7日) ○有料化に向け組合会議で事務一元化協議 ○29年度排出原単位 863g/人日	(効果) ○排出原単位の減少(g/人日) [家庭系]28年度687g → 29年度676g(△11) [事業系]28年度188g → 29年度187g(△1) [合計]28年度875g → 29年度863g(△12) (課題等) ○粗大ごみ有料化の実施 ○ごみ減量意識の低い方への減量意識の浸透 ○事業系ごみ減量対策
30年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議 ○排出原単位目標値711g/人日	○15日号に連載記事を掲載(年10回) ○小中学校出前講座開催(7校) ○親子リサイクル施設等見学会(8家族) ○クリーンアドバイザー出前講座(24回) ○クリーンパートナー地域活動(委嘱115人) ○不法投棄監視カメラの運用(75台) ○監視パトロール(業者100日、職員7日) ○有料化に向け環境整備事業組合と協議 ○30年度排出原単位 864g/人日	(効果) ○排出原単位の減少(g/人日) [家庭系]29年度676g → 30年度669g(△7) [事業系]29年度187g → 30年度195g(8) [合計]29年度863g → 30年度864g(1) (課題等) ○粗大ごみ有料化の協議が進んでいない ○ごみ減量意識の低い方への減量意識の浸透 ○事業系ごみ量増加への対策
31年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議		
32年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-3 計画的な財政運営の推進
実施項目	10 財政計画の推進

担当部署	財政課
------	-----

### 1 概要等

現状分析	地方財政の状況が極めて厳しい中、地方公共団体では将来の財政負担を見通した中長期的な視点から財政計画に沿った適正な財政運営に努める必要がある。
実施概要	財政運営の基本となる財政計画をもとに、将来に過度な財政負担を残さないよう、毎年度の歳入・歳出予算の均衡が保たれるよう、国の政策動向や経済情勢の変化に対応しつつ、計画的な財政運営を図る。また、自主財源の確保や特定財源の発掘をするともに、歳出削減に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努める。
計画期間目標	財政計画に沿った適正な財政運営に努める。

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を行うため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。	決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに平成27年度の決算分析を実施した。 また、平成29年度の予算編成に当たっては、各課とのヒアリングを行い、各種事務事業の確認を行った。	平成27年度決算は、財政の健全性に関する比率を表す実質公債費比率及び将来負担比率とも前年度を下回ったが、依然として普通建設事業費の歳出に占める割合は高く、また、扶助費等も増加していることから、引き続き計画的な財政運営に努める必要がある。
29年度	決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を行うため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。	決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに平成28年度の決算分析を実施した。 また、平成30年度の予算編成に当たっては、各課とのヒアリングを行い、各種事務事業の確認を行った。	平成28年度決算は、財政の健全性に関する比率を表す実質公債費比率は前年度を下回り、将来負担比率は前年度同様に算定されなかったが、依然として普通建設事業費の歳出に占める割合は高く、また、扶助費等も増加していることから、引き続き計画的な財政運営に努める必要がある。
30年度	決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を行うため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。	決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに平成29年度の決算分析を実施した。 また、平成31年度の予算編成に当たっては、各課とのヒアリングを行い、各種事務事業の確認を行った。	平成29年度決算は、財政の健全性に関する比率を表す実質公債費比率は前年度を下回り、将来負担比率は前年度同様に算定されなかったが、依然として普通建設事業費の歳出に占める割合は高く、また、扶助費及び補助費等も増加していることから、引き続き計画的な財政運営に努める必要がある。
31年度	決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を行うため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。		
32年度	決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を行うため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-3 計画的な財政運営の推進
実施項目	11 基金の適正な管理

担当部署	財政課
------	-----

## 1 概要等

現状分析	公共施設等総合管理計画を踏まえた計画的な公共施設の維持修繕、更新等を行うためには、必要な財源を確保していく必要がある。
実施概要	基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設等総合管理計画等を踏まえた施設の維持修繕、更新等に対応できるように、枠組みを含めた基金のあり方を検討し、その涵養に努める。
計画期間目標	公共施設等の維持修繕・更新に対応する基金の確保

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める。	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めた。 また、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源として、保健福祉基金等の涵養に努めた。	教育施設整備基金の活用により、新学校給食センターの建設及び小・中学校の大規模改修工事を実施し、教育環境の向上が図れた。 これにより、基金全体の年度末現在高は、若干の減少となった。 また、公共施設等総合管理計画等を踏まえた施設の維持修繕、更新等に対応できる、枠組みを含めた基金のあり方を検討する必要がある。
29年度	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めた。 また、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源として、教育施設整備基金等の涵養に努めた。	教育施設整備基金の活用により、小学校施設整備改修事業を実施し、教育環境の向上が図れた。 また、公共施設等総合管理計画等を踏まえた施設の維持修繕、更新等に対応できる、枠組みを含めた基金のあり方を検討する必要がある。
30年度	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める。	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めた。 また、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源として、保健福祉基金、教育施設整備基金の涵養に努めた。	教育施設整備基金の活用により、中学校施設整備改修事業を実施し、教育環境の向上が図れた。 また、公共施設等総合管理計画等を踏まえた施設の維持修繕、更新等に対応できる、枠組みを含めた基金のあり方を検討する必要がある。
31年度	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める		
32年度	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める。		

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-4 公営企業会計の適用の推進
実施項目	12 公営企業会計の適用の推進

担当部署	下水道課
------	------

## 1 概要等

現状分析	印西市の下水道事業は、昭和55年に供用開始され千葉ニュータウンの開発に伴い事業の拡充を進めてきた。ポンプ場や管渠施設・設備の老朽化が進行し、今後、維持管理や更新に膨大な費用がかかることが懸念されることから、財政状態を明らかにしたうえで計画的な経営が求められる。
実施概要	公営企業会計の適用の推進について(平成27年1月27日付総財公第18号総務大臣通知)により、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが必要。
計画期間目標	国が提示した、平成27年度から平成31年度までの公営企業会計適用のための「集中取組期間」を考慮し、検討会等で検討していく。

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	○内部検討会の実施 ○公営企業会計の適用準備	平成27年度に関係7課の主任による検討会においては公営企業会計の一部適用という形で話が進んでいたが、平成28年度の関係7課の課長による協議会において再検討した結果、全部適用を実施していくこととなった。	平成28年度に有識者及び市民からなる公共下水道事業運営審議会を設置し、平成29年度より公営企業会計の適用について意見を伺いながら進めていく必要がある。
29年度	○内部検討会の実施 ○公営企業会計の適用準備	・公共下水道事業運営審議会を設置し、適用範囲の検討を図った。 ・公営企業会計適用スケジュールの作成	・審議会の答申により、公営企業会計の適用範囲が示されたことにより、移行に必要な作業(関係する機関、組織体系、例規関係)等の把握ができた。 ・関係する機関との調整が必要。
30年度	○内部検討会の実施 ○公営企業会計の適用準備	・下水道事業資産(受贈資産含む)の調査及び評価。(汚水・雨水)管渠、汚水中継ポンプ場等) ・企業会計システム(複式簿記)の導入及び勘定科目の検討、起債台帳のデータ移管。 ・公営企業会計の適用に必要な例規の洗い出し。	【効果】 ・資産台帳の作成及び減価償却費の把握ができる。 ・会計方式が単式簿記から複式簿記へ変わることから会計システムを導入し、必要な会計情報、決算書類の作成が可能となる。 【課題】 ・資産の適正価格の把握(事業当初の関連図書が少なく把握が難航している) ・複式簿記経験者がいないため、公営企業会計の適用・運用について知識がなく苦慮している。
31年度	○内部検討会の実施 ○公営企業会計の適用準備		
32年度	公営企業会計適用実施予定		

改革事項	2 公共施設等の適正な管理
改革項目	2-1 公共施設等総合管理計画の推進
実施項目	13 公共施設等総合管理計画の策定及び進行管理

担当部署	資産経営課
------	-------

### 1 概要等

現状分析	市の多くの公共施設は、昭和59年の千葉ニュータウンのまちびらき等を契機に建設されており、その施設の老朽化が進行している状況である。平成26年度に実施した「市有建築物の現況調査」では、今ある施設をすべて更新するものと仮定した場合、今後50年間で2953億円の更新及び維持管理費が必要となることから、市にとってかなりの財政負担が懸念される。
実施概要	公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定するとともに、平成26年度に作成した公共施設保全データを毎年更新することにより、中長期の保全費用及びランニングコストを把握し、施設の更新費、維持管理費の平準化を図るための資料とする。
計画期間目標	平成28年度中の公共施設等総合管理計画の策定 公共施設保全データベースの更新作業の毎年度実施

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設等総合管理計画の策定(平成27年度～平成28年度)</li> <li>○公共施設現況調査の実施</li> <li>○公共施設保全データベースの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課との協議、行政改革推進委員会への意見聴取、市民意見公募(パブリックコメント)を経て、平成29年3月に計画を策定した。また、全庁的な主任級職員への研修会を実施した。</li> <li>・平成27年度分の公共施設の利用状況やランニングコスト等を把握するため調査を実施し、保全データベースの更新を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画を策定することにより、今後34年間の公共施設の方向性を示すことができた。また、全庁的な主任級職員の研修を行うことにより、意思の共有を図ることができたと考える。</li> </ul>
29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設現況調査の実施</li> <li>○公共施設保全データベースの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度分の公共施設の利用状況やランニングコスト等を把握するため調査を実施し、保全データベースの更新を行った。</li> <li>・公共施設マネジメントの推進にあたり、全庁的な検討及び判断を行うため、印西市公共施設マネジメント推進本部を設置し、総合管理計画の進行管理を行うこととした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査の実施及び保全データベースの更新を行うことにより、各施設の利用状況やランニングコスト等の情報の集約化が図れた。</li> <li>・公共施設マネジメントの推進にあたり、全庁的な取組体制の構築が図れた。</li> </ul>
30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設現況調査の実施</li> <li>○公共施設保全データベースの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度分の公共施設の利用状況やランニングコスト等を把握するため調査を実施し、保全データベースの更新を行った。</li> <li>・印西市公共施設等総合管理計画に基づき、市が保有する施設の建物情報やコスト情報及び利用者情報等を見える化した施設カルテの更新を行った。(現在公表している施設カルテは、平成29年末時点のデータを使用。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査の実施及び保全データベースの更新や施設カルテの更新を行うことにより、各施設の利用状況やランニングコスト等の情報の集約化が図れた。</li> </ul>
31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設現況調査の実施</li> <li>○公共施設保全データベースの更新</li> </ul>		
32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設現況調査の実施</li> <li>○公共施設保全データベースの更新</li> </ul>		

改革事項	2 公共施設等の適正な管理
改革項目	2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理
実施項目	14 公共施設の見直し

担当部署	資産経営課・施設所管課
------	-------------

## 1 概要等

現状分析	市の多くの公共施設は、昭和59年の千葉ニュータウンのまちびらき等を契機に建設されており、その施設の老朽化が進行している状況である。平成26年度に実施した「市有建築物の現況調査」では、今ある施設をすべて更新するものと仮定した場合、今後50年間で2953億円の更新及び維持管理費が必要となることから、市にとってかなりの財政負担が懸念される。
実施概要	公共施設等総合管理計画とともに策定する公共施設適正配置実施方針を基に、市民の皆様の理解を得ながら、施設の統廃合、利活用を検討して再編を図る。
計画期間目標	市民への説明の実施 公共施設適正配置実施方針に基づく施設の統廃合、利活用の実施のためのアクションプラン作成

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	公共施設適正配置実施方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の適正配置に向けた市の大枠の考え方をまとめた。また、今後の適正配置に向けた基礎となる施設評価を実施した。</li> <li>施設カルテを作成し、ホームページで公表した。</li> </ul>	当初は、今年度中に公共施設適正配置実施方針を策定する予定でいたが、施設評価を精査するには時間をかけ、市民等の意見を聞きながら実施する必要があると考え、今年度は公共施設の適正配置に向けた市の大枠の考え方をまとめることとした。
29年度	公共施設適正配置実施方針に基づくアクションプランの検討・市民への説明の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設評価を再確認するとともに、所管課ヒアリングで各施設の方向性等を確認し、印西市公共施設適正配置実施方針(案)を作成した。</li> <li>今後の市の取り組みについて理解を得るため、講師及び市職員による市民説明会を開催し、総合管理計画の策定の意義や計画の内容について周知を図った。</li> </ul> 回数:1回、参加者:24名	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民説明会の開催により、総合管理計画の策定の意義や計画の内容について周知が図れたものの、十分な参加が得られなかったことから、今後に向けて効果的な周知方法を検討する。</li> <li>印西市公共施設適正配置実施方針の策定を平成30年度としたことから、アクションプランについては、公共施設適正配置実施方針の策定後に検討する。</li> </ul>
30年度	公共施設適正配置実施方針に基づくアクションプランの検討・市民への説明の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公共施設等総合管理計画」、「適正配置実施方針(案)」の内容の周知として、市民シンポジウム、市民懇談サロンを開催し、また、パブリックコメントを行うことで適正配置実施方針(案)に市民意見を反映することができた。</li> <li>平成31年2月に「印西市公共施設適正配置実施方針」を策定した。</li> <li>策定した、「印西市公共施設適正配置実施方針」の内容説明や今後個別事業等の取り組みを進めていくにあたり、職員の役割などについて、職員研修会を実施した。</li> </ul> 【パブリックコメント】提出数30件・提出者4名 【市民シンポジウム】参加者30名 【市民懇談サロン】閲覧者39名・質問者16名 【職員研修】参加者55名	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が策定を進めている「公共施設適正配置実施方針(案)」の内容やこれまでの市の取り組み内容を市民の皆様にご存知いただくことができ、また、策定にあたっての貴重なご意見を伺うことができた。</li> <li>「公共施設適正配置実施方針」の策定により今後は、適正配置実施方針に基づき、公共施設適正配置アクションプランを策定後、公共施設の統廃合等の個別事業を進めていくこととなる。</li> </ul>
31年度	アクションプランの策定		
32年度			



改革事項	2 公共施設等の適正な管理
改革項目	2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理
実施項目	15 市有建築物の適正な維持管理の推進

担当部署	資産経営課・施設所管課
------	-------------

### 1 概要等

現状分析	平成26年度に実施した市有建築物現況調査により、市有建築物の総量の把握と今後の維持管理コストの試算を行った。また、平成28年度に市が保有する全ての公共施設の管理に係る方針が公共施設等総合管理計画として定める予定である。 このことから、公共施設等総合管理計画に基づいた市有建築物の維持管理及び保全を行う必要がある。
実施概要	○市有建築物の維持管理及び保全に関する手引きの整備 ○市有建築物の維持管理及び保全に関する計画の策定 ○各施設管理者に上記計画に基づく市有建築物の維持管理及び保全を促す。
計画期間目標	市有建築物の適正な維持管理及び保全による建物の長寿命化及び維持管理の経費削減

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度			
29年度	市有建築物の維持管理及び保全に関する手引きの作成	「公共施設の維持保全の手引き」(案)を作成し、これをもとに4施設で試験運用を行った。	手引き案の試験運用を実施したことにより、内容の充実が図れた。
30年度	施設管理者を対象とした手引きの説明会等の実施	5月に施設所管課及び指定管理者を含めた市有建築物の施設管理者を対象に「公共施設の維持保全の手引き」(案)の説明会を実施し、6月より全施設において、手引きに基づく施設点検の試験運用を開始した。 説明会出席者：63名(19課、27施設) 10月に各施設管理者に対し試験運用に関する調査を実施し、意見や要望を伺い、手引き案の見直しを図った。 平成31年1月に手引き案の内容及び試験運用の調査結果を印西市公共施設マネジメント推進本部に報告した。	維持保全の内容及び予防保全の必要性について、8割以上、施設点検の必要性については、9割以上の理解が得られ、施設点検についても8割以上の施設で実施された。(試験運用に関する調査結果) しかしながら、点検方法は、手引き案に基づかない従前から行われていたものが大半で、その内容も不十分なものでした。 このことから、適切な施設点検が実施されるよう促していく必要がある。
31年度	市有建築物の維持管理及び保全に関する計画の策定		
32年度	市有建築物の適正な維持管理及び保全を促す		

改革事項	3 効率的な行政運営の推進	
改革項目	3-1 組織の見直し	
実施項目	16	簡素で機能する組織体制の整備

担当部署	総務課
------	-----

### 1 概要等

現状分析	社会情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズ、権限委譲による各種事務事業に対応し、これまで以上に行政運営の効率化を進めるため、常に簡素で効率的な組織機構の見直しが求められている。
実施概要	市民ニーズに対応する機能的な組織の検討を行い、機能的な組織体制の整備を図る。
計画期間目標	簡素で効率的な市民に分かりやすい組織への見直しを実施

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編	・組織見直しの為、調査及びヒアリングを実施し、必要な箇所での課等の新設・統合・廃止を行った。 ・公共施設等総合管理計画に伴った施設の統廃合に伴う総合調整及び施設の維持保全のために必要な体制として企画財政部に資産経営課を設置することとした。(H29.4.1より)	組織改編を行うにあたり、課・班・室が現状以上に増えないよう考慮したが、簡素で効果的なものとしては、課題が残った状態である。
29年度	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編	平成30年度に向けた組織・機構改革の基本方針である、「事務の平準化・効率化」、「政策部門の強化」、「職制の見直し」の3本柱をもとに組織編制を行った。8部46課97班4室 ⇒ 8部45課94係5室	第5次行政改革大綱の基本目標である「効率的な行政運営の推進」の基本施策に基づき引き続き、効果的な事務事業を実施できるような組織体制を整備していく必要がある。
30年度	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編	少子高齢社会など社会構造の変化の中、市民ニーズや行政課題に対応するため、【行政組織改革基本方針(H30～H32)】として、「事務の効率化・簡素化」、「部・課の組織体制強化」、「新たな課題への対応」の3本柱を定め、組織改編を実施した。	令和3年度までの計画期間中に全ての検討事項について実施できるよう計画の進捗を管理しつつ、実施された事項については検証を行い、より事務の効率化等が図れるよう整備していく。
31年度	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編		
32年度	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編		

改革事項	3 効率的な行政運営の推進
改革項目	3-2 定員管理の適正化
実施項目	17 定員管理計画の適正な運用

担当部署	人事課
------	-----

## 1 概要等

現状分析	職員の年齢構成は、40、50歳代の職員が、依然として全体の6割以上を占め、20歳代が少ない。これを解消するため適正な職員数を確保し、年齢構成の平準化を図る事が課題となっている。 定員管理計画は、平成22年から平成26年までに43人減の660人とする事となっており、目標を達成している。
実施概要	○ 厳しい財政状況の中、地方分権の進展による新たな事務等に対応するため、約690人の職員が必要と見込まれるが、定員管理計画に基づき、各部門への職員の配置及び年齢構成の平準化を図りながら、平成27年から平成32年までの6年間で675人の定員数とする。また、必要数に足りない部分は、再任用職員等の活用や民間活力の導入などにより行政サービスの維持向上に努めることとする。
計画期間目標	職員数を平成32年度(平成33年度当初)までに675人とする。 20歳代職員採用により年齢層の偏りを是正する。

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	○定員管理計画に基づき職員年齢層の偏りを考慮した定員管理の実施 ○全体職員数 663人	・定員管理計画に基づいた職員採用を実施した。 ・職員が不足する部署については、再任用職員及び任期付職員の活用により補充を行った。 (H28. 4. 1) 定員管理上の実職員数 657人	・定員管理計画に基づく職員数に達していない一因として、採用内定辞退や求める人材が集まらず、採用する人材確保が困難な点がある。 ・行政サービスの向上を図るためにも、年齢層の偏りをなくしつつ幅広い人材の確保が必要となる。
29年度	○定員管理計画に基づき職員年齢層の偏りを考慮した定員管理の実施 ○全体職員数 669人	・定員管理計画に基づいた職員採用を実施した。 ・職員が不足する部署については、再任用職員及び任期付職員の活用により補充を行った。 (H29. 4. 1) 定員管理上の実職員数 663人 定員管理計画の目標値 669人	・定員管理計画に基づく職員数に達していない一因として、採用内定辞退や求める人材が集まらず、採用する人材確保が困難な点がある。平成29年度から、一般行政上級の採用時の専門試験を10分野から6分野を選択し回答する選択制を導入したが、今後とも受験者を増やす方策について研究していく。 また、内定辞退の対策としては、2次試験の内容、時期について検討する必要がある。 ・行政サービスの向上を図るためにも、年齢層の偏りをなくしつつ幅広い人材の確保が必要となる。 ・平成30年度から長年培った経験、知識を活かせるよう再任用職員の一部をフルタイムに移行したことから、再任用を含めた定員管理に努める必要がある。
30年度	○定員管理計画に基づき職員年齢層の偏りを考慮した定員管理の実施 ○全体職員数 671人	・定員管理計画に基づいた職員採用を実施した。 ・職員が不足する部署については、再任用職員及び任期付職員の活用により補充を行った。 (H30. 4. 1) 定員管理上の実職員数 668人 定員管理計画の目標値 671人	・定員管理計画に基づく職員数に達していない一因として、採用内定辞退や求める人材が集まらず、採用する人材確保が困難な点がある。 ・行政サービスの向上を図るためにも、年齢層の偏りをなくしつつ幅広い人材の確保が必要となる。 ・再任用職員の一部をフルタイムでの再任用を継続し、含めた定員管理に努める必要がある。
31年度	○定員管理計画に基づき職員年齢層の偏りを考慮した定員管理の実施 ○全体職員数 674人		
32年度	○新定員管理計画の策定 ○全体職員数 675人		

改革事項	3 効率的な行政運営の推進
改革項目	3-2 定員管理の適正化
実施項目	18 非常勤職員等の適正な任用

担当部署	人事課
------	-----

### 1 概要等

現状分析	非常勤職員等の任用については、一定期間内に業務量の増加が見込まれる場合や職員の育児休業等による代替職員としての任用を行うべきところであるが、保育園では円滑な業務を図るため短時間任期付職員及び非常勤職員の任用割合が大きく、また学童保育施設では短時間任期付職員及び非常勤職員を中心とした業務運用を行っている状況であり、年々増員傾向となっている。
実施概要	今後、再任用職員が増加していくため、短時間任期付職員、非常勤職員の任用については段階的に抑制を図ります。なお、行政組織の見直しや、民間委託等の進捗状況を踏まえつつ、業務の低下を招かないよう、計画的な任用に努めます。
計画期間目標	非常勤職員、短時間任期付職員共に各年度における再任用職員の採用人数を考慮した上で任用人数の調整を図るものとする。任)H28 210人→H32 200人 ▲10人 非)H28 589人→H32 579人 ▲10人 再任用職員数 H28 48人→H32 63人 +15人

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置の調査研究 ○年間採用目標 任)210人 非)589人	・業務量の増加や育児休業等の欠員に対応するため、各課等の要望を踏まえ適正な人員配置に努めた。 ○短時間任期付職員 189人(H28. 4. 1) ○再任用職員 46人 ○非常勤職員 616人(延人数)	一般職員及び再任用職員の増加に伴い、任期付職員及び非常勤職員の採用を抑えた。今後も定員管理計画に基づき職員数を管理していくこととするが、行政サービスの低下を招かないよう、再任用職員の活用を図りながら任期付職員等の任用を行っていく。
29年度	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置 ○次年度の任用に関する調査の実施 ○年間採用目標 任)207人 非)586人	・業務量の増加や育児休業等の欠員に対応するため、各課等の要望を踏まえ適正な人員配置に努めた。 ○短時間任期付職員 159人(H29. 4. 1) ○再任用職員 53人(H29. 4. 1) ○非常勤職員 554人(延人数)	一般職員及び再任用職員の増加に伴い、任期付職員及び非常勤職員の採用を抑えた。今後も定員管理計画に基づき職員数を管理していくこととするが、行政サービスの低下を招かないよう、再任用職員の活用を図りながら任期付職員等の任用を行っていく。 また2020年4月から非常勤職員及び一部の非常勤職員が会計年度任用職員制度へ移行し、併せて期末手当の支給が可能となることから、事務に遺漏がないよう進めるとともに、任期付職員の処遇についても整理していく。
30年度	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置 ○次年度の任用に関する調査の実施 ○年間採用目標 任)204人 非)583人	・業務量の増加や育児休業等の欠員に対応するため、各課等の要望を踏まえ適正な人員配置に努めた。 ○短時間任期付職員 168人(H30. 4. 1) ○再任用職員 54人(H30. 4. 1) ○非常勤職員 563人(延人数)	定員管理計画に基づき職員数を管理していくこととするが、行政サービスの低下を招かないよう、再任用職員の活用を図りながら任期付職員等の任用を行っていく。 また2020年4月から非常勤職員及び一部の非常勤職員が会計年度任用職員制度へ移行し、併せて期末手当の支給が可能となることから、事務に遺漏がないよう進めるとともに、任期付職員の処遇についても整理していく。
31年度	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置 ○次年度の任用に関する調査の実施 ○年間採用目標 任)202人 非)581人		
32年度	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置 ○次年度の任用に関する調査の実施 ○年間採用目標 任)200人 非)579人		

改革事項	3 効率的な行政運営の推進
改革項目	3-3 人材育成の推進
実施項目	19 人事評価制度の確立

担当部署	人事課
------	-----

### 1 概要等

現状分析	勤務評定による人事評価制度を実施し、職員の適材適所配置等の参考としている。今後は地方公務員法の改正に伴う新たな人事評価制度を調査・研究し、現行の評価制度を基礎として制度の構築、運用を図る必要がある。
実施概要	現行の勤務評定による人事評価制度を活用しつつ、職員の適材適所の配置を継続して実施し、新たな評価制度による効果を検証することで、職員の意欲向上につながる仕組みの検討を行う。
計画期間目標	勤務評定による人事評価制度の確立

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな評価制度の運用開始に伴う調査研究</li> <li>○評定者研修の実施</li> <li>○勤務評定による人事評価制度の実施</li> <li>○制度運用の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任評定者研修の実施</li> <li>・人事評価の実施(5月、11月)</li> <li>・現在の評価を実施した上で、必要に応じて職員面談の実施</li> <li>・新たな評価制度に関し、近隣市の状況を調査した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市等を参考にしながら、引き続き評価結果の活用について、調査・研究を行う。</li> <li>・部署間での適した評価等の課題はあるが、結果として職員の意欲向上につなげる必要がある。</li> </ul>
29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評定者研修の実施</li> <li>○勤務評定による人事評価制度の実施</li> <li>○制度運用の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任評定者研修の実施</li> <li>・人事評価の実施(5月、11月)</li> <li>・現在の評価を実施した上で、必要に応じて職員面談の実施</li> <li>・新たな評価制度に関し、近隣市の状況を調査した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市等を参考にしながら、引き続き評価結果の活用について、調査・研究を行う。</li> <li>・評価結果を職員の意欲向上につなげる必要がある。</li> <li>・部署間での評価のばらつきを抑えるために、新任評価者だけではなく、評価者全体に対し、評価基準について周知する必要がある。</li> </ul>
30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評定者研修の実施</li> <li>○勤務評定による人事評価制度の実施</li> <li>○制度運用の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任評定者研修の実施</li> <li>・人事評価の実施(5月、11月)</li> <li>・現在の評価を実施した上で、必要に応じて職員面談の実施</li> <li>・新たな評価制度に関し、近隣市の状況を調査した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市等を参考にしながら、引き続き評価結果の活用について、調査・研究を行う。</li> <li>・評価結果を職員の意欲向上につなげる必要がある。</li> <li>・部署間での評価のばらつきを抑えるために、新任評価者だけではなく、評価者全体に対し、評価基準について周知する必要がある。</li> </ul>
31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評定者研修の実施</li> <li>○勤務評定による人事評価制度の実施</li> <li>○制度運用の検証</li> </ul>		
32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評定者研修の実施</li> <li>○勤務評定による人事評価制度の実施</li> <li>○制度運用の検証</li> </ul>		

改革事項	3 効率的な行政運営の推進
改革項目	3-3 人材育成の推進
実施項目	20 職員のスキルアップの促進

担当部署	人事課
------	-----

### 1 概要等

現状分析	職員の資質向上を目的とし、計画的な研修への参加を実施しているほか、職員内部での研修(OJT)の推奨を図っているが、時勢に応じた市民ニーズに対応すべく更なる研修メニュー等の調査研究が必要である。
実施概要	職員の資質向上のため、職員の希望による研修参加制及び派遣研修を継続実施しつつ、研修メニューの充実を研究し、一層効果的な研修体制の整備を図る。また、研修の成果を業務にフィードバックさせる意識付けを定着させる。
計画期間目標	各年度の研修受講者数 全職員の60%

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成基本方針に基づく研修メニューの充実化の検討</li> <li>○受講者数 398人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修メニューの提示及び募集を随時実施した。</li> <li>・業務の効率化及び事務上のミスの防止のため、積極的なOJT研修を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者 外部研修 実人数269人 延人数437人 OJT 延人数 1,113人</li> <li>・研修受講者の固定化を招かないよう各職階や年齢層に応じ研修者を選任し、計画性を持った派遣研修を行っていく。</li> <li>・引き続き各種研修への参加を促進するとともに、自己啓発意欲を促すため、職員自ら希望し参加するよう意識づける。</li> </ul>
29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成基本方針に基づく研修体制の整備及び実施</li> <li>○受講者数 402人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修メニューの提示及び募集を随時実施した。</li> <li>・業務の効率化及び事務上のミスの防止のため、積極的なOJT研修を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者 外部研修 実人数259人 延人数465人 OJT 延人数 327人</li> <li>・研修受講者の固定化を招かないよう各職階や年齢層に応じ研修者を選任し、計画性を持った派遣研修を行っていく。</li> <li>・引き続き各種研修への参加を促進するとともに、自己啓発意欲を促すため、職員自ら希望し参加するよう意識づける。</li> </ul>
30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成基本方針に基づく研修の実施</li> <li>○研修メニュー及び研修体制の見直し</li> <li>○受講者数 403人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修メニューの提示及び募集を随時実施した。</li> <li>・業務の効率化及び事務上のミスの防止のため、積極的なOJT研修を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者 外部研修 実人数323人 延人数576人 OJT 延人数 497人</li> <li>・研修受講者の固定化を招かないよう各職階や年齢層に応じ研修者を選任し、計画性を持った派遣研修を行っていく。</li> <li>・引き続き各種研修への参加を促進するとともに、自己啓発意欲を促すため、職員自ら希望し参加するよう意識づける。</li> </ul>
31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成基本方針に基づく研修の実施</li> <li>○受講者数 405人</li> </ul>		
32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成基本方針に基づく研修の実施</li> <li>○受講者数 405人</li> </ul>		

改革事項	3 効率的な行政運営の推進
改革項目	3-4 電算化による効率的な事務処理の推進
実施項目	21 既存事務の電算化の推進

担当部署	管財課
------	-----

## 1 概要等

現状分析	<p>○庁内の各種統計やデータについては、統合型GISや市のホームページなどに掲載されているが、全てが共通化されているわけではない。また各課で紙ベースにしている場合も多く、加えて同じ資料を別々の課で購入するなど、効率的な運用ができていない。</p> <p>○平成27年度に、文書管理システムのうち、課長決裁までを電子決裁としている。</p>
実施概要	<p>○統合型GISへのデータの掲載および市民公開型GISへデータを掲載していく。また、紙ベースの資料などは電子化を行い、共同利用することで効率化を行う。また公表できるものは市民公開用データとして「オープンデータ」化し、公共データの活用による行政の透明性を高め、経済の活性化と行政の効率化を図る。また、その後にはデータ拡充を図る。</p> <p>※オープンデータとは、行政情報を市民等が自分で利用できる形式で公開するものです。また、市民参加型オープンデータは、市が公開したデータを利用して、市民がスマートフォンのアプリ等を作成できるようにするといった取り組みです。</p> <p>○財務会計システムでの電子決裁の導入を図る。</p>
計画期間目標	<p>○オープンデータを推進し、公開できるデータの拡充に努める。</p> <p>○電子決裁の拡充に努める。</p>

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	<p>○データの確認</p> <p>○市民公開用データの検討</p> <p>○財務会計システムにおける電子決裁の拡充の検討</p>	<p>・オープンデータに関しては、平成28年1月に市のホームページに4項目から掲載開始し、10月に2項目追加し、現在は、6項目掲載中。</p> <p>・電子決裁の拡充に関しては、検討会議を開催した。</p>	<p>・オープンデータに関しては、今後も内容の充実及び項目数を増やしていきたい。</p> <p>・電子決裁の拡充については、庁内関係課との調整が必要なため、引き続き拡充に向けた検討を行う。</p>
29年度	<p>○データ共同利用</p> <p>○市民公開用データの開始</p> <p>○市民公開GISの拡充</p> <p>○財務会計システムにおける電子決裁の拡充の実施</p>	<p>・オープンデータに関しては、現在も、引き続き6項目を掲載中。</p> <p>・電子決裁の拡充に関して、財務会計システム主管課及び関係課より回答を得た。</p>	<p>・オープンデータに関しては、今後も内容の充実及び項目数を増やしていきたい。</p> <p>・電子決裁(財務)の拡充に関しては、添付書類の電子化や本市の決裁の方式に課題があり、次期システム入替時に改めて検討する。</p>
30年度	<p>○市民公開GISの拡充</p> <p>○市民公開データの拡充</p>	<p>・オープンデータに関しては、現在も、引き続き6項目を掲載中。</p> <p>・市民公開GISに関しては、新たな地図情報(データ)を追加するため、地図所管課と協議した。</p>	<p>・オープンデータに関しては、今後も内容の充実及び項目数を増やしていきたい。</p> <p>・各課と協議の上、他の追加可能な地図の有無を確認していく。</p>
31年度	<p>○市民公開GISの拡充</p> <p>○市民公開データの拡充</p>		
32年度	<p>○市民公開GISの拡充</p> <p>○市民公開データの拡充</p>		

改革事項	3 効率的な行政運営の推進
改革項目	3-5 各種施策等の行政評価の実施
実施項目	22 行政評価の推進

担当部署	企画政策課
------	-------

## 1 概要等

現状分析	総合計画に基づく各種施策を限られた財源の中でより市民ニーズに即し、効率的・効果的に施策展開できるようにするための検証方法として行政評価を行っている。
実施概要	○第2次基本計画に掲げる施策および実施計画事業の評価を行い、取り組みの有効性や進捗状況の検証を行う。 ○総合計画に基づく施策及び実施計画事業に対する「市民満足度・重要度調査」を実施(2回)し、市民ニーズに即した行政運営に努める。
計画期間目標	○基本計画の施策及び実施計画事業の進捗度 ○総合計画に基づく施策及び実施計画事業に対する満足度の向上(前回調査比)

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	○実施計画事業の進捗管理 ○施策評価の実施	・第4次実施計画に掲げた平成27年度の実実施計画事業(205事業)の事業評価及び第1次基本計画の施策(55施策)の施策評価を実施し、平成28年8月にホームページで公表した。	・行政評価制度は、総合計画を着実に推進し、まちづくりに対する市民の満足度向上を図るとともに、効果的・効率的な行財政運営を進めるために必要な手続きであり、評価・検証し、今後の事業・施策に活かすことで一定の成果が得られたものとする。課題としては、市民アンケートで、市の事業・施策の内容に対し、わからないという意見が多いことから、わかりやすく情報提供することの難しさがある。
29年度	○実施計画事業の進捗管理 ○市民満足度・重要度調査の実施	・第5次実施計画に掲げた平成28年度の実実施計画事業(200事業)の事業評価を実施し、公表した。 ・印西市在住の満18歳以上の男女3,000人を対象に市民満足度・重要度調査を実施し公表した。	・行政評価制度は、総合計画を着実に推進し、まちづくりに対する市民の満足度向上を図るとともに、効果的・効率的な行財政運営を進めるために必要な手続きであり、評価・検証し、今後の事業・施策に活かすことで一定の成果が得られたものとする。 ・市民満足度・重要度調査の実施により、市の事業・施策の内容に対しわからないという意見が多いことから、分かりやすい情報提供が課題である。
30年度	○実施計画事業の進捗管理 ○施策評価の実施	・第6次実施計画に掲げた平成29年度の実実施計画事業(198事業)の事業評価及び第2次基本計画の施策(44施策)の施策評価を実施し、公表した。	・行政評価制度は、総合計画を着実に推進し、まちづくりに対する市民の満足度向上を図るとともに、効果的・効率的な行財政運営を進めるために必要な手続きであり、評価・検証し、今後の事業・施策に活かすことで一定の成果が得られたものとする。
31年度	○実施計画事業の進捗管理 ○印旛地区・本埜地区市民満足度調査		
32年度	○実施計画事業の進捗管理 ○市民満足度・重要度調査の実施		



改革事項	4 効率的・効果的な行政サービスの推進
改革項目	4-1 事務事業の見直し
実施項目	23 民間委託及び指定管理者制度の導入の推進

担当部署	総務課・資産経営課
------	-----------

### 1 概要等

現状分析	地方分権改革が進展し、市民ニーズが複雑・多様化する中で、市の事務事業は増加傾向にあり、現状のままでは対応が難しくなることが懸念される。職員を十分に増やせない中で、事務事業を見直し、アウトソーシングすることにより、行政サービスを充実させていくことが必要となっている。
実施概要	民間事業者の専門知識やノウハウを効果的、効率的に活用し、行政サービスの向上を図るため、事務事業の見直しを行い民間委託や指定管理者制度の導入など、民間活力の更なる導入を推進します。
計画期間目標	事務事業を見直し、民間委託、指定管理者制度の導入による行政サービスの向上を図る。

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行 動 計 画	実 施 内 容	効果・課題等
28年度	事務事業の再点検及びヒアリングの実施	事務事業の見直しにより、総合福祉センターの4施設(福祉作業所コスモス、中央老人福祉センター、地域福祉センター、子どもふれあいセンター)について、指定管理者制度を導入することとして、事業所管課と調整を実施した。また、市内の地域包括支援センター(5ヶ所)を業務委託として平成29年度より実施するため、市の組織体制の調整を実施した。	引き続き、できることから民間委託及び指定管理者制度の導入を実施していく必要があると考える。
29年度	○事務事業の再点検及びヒアリングの実施 ○民間委託、指定管理者制度の導入の推進	総合福祉センターの4施設(福祉作業所コスモス、中央老人福祉センター、印西地域福祉センター、子どもふれあいセンター)に指定管理者制度を導入し、市内の地域包括支援センター(5ヶ所)の業務委託を行った。	引き続き、民間委託及び指定管理者制度の導入を実施していく必要があると考える。
30年度	○事務事業の再点検及びヒアリングの実施 ○民間委託、指定管理者制度の導入の推進	10月から国民健康保険課の窓口業務を民間委託した。 また、指定管理者制度導入については12月から新規施設「障がい者サポートセンター」に導入した。 3月には窓口委託導入についての研修を係長以上の職員を対象に行った。参加者53人(男性39人女性14人)	国民健康保険課の窓口業務委託した効果については、次年度人員減(2名)となった。 研修については、他市の民間委託の先進事例や活用方法、窓口業務に限らず多岐にわたる業務を民間委託することなど、今後の民間委託に向け取り組むことへの理解を深めていただくことができた。
31年度	○事務事業の再点検及びヒアリングの実施 ○民間委託、指定管理者制度の導入の推進		
32年度	○事務事業の再点検及びヒアリングの実施 ○民間委託、指定管理者制度の導入の推進		

改革事項	4 効率的・効果的な行政サービスの推進
改革項目	4-2 行政サービスの見直し
実施項目	24 出先機関等の効率的な窓口開設

担当部署	市民課
------	-----

### 1 概要等

現状分析	<p>現在、住民記録業務及び戸籍業務等については、市民課(毎月第2・4土曜日)、中央駅前出張所(毎月第1・3土曜日:平成24年8月から実施)、滝野出張所(毎週土・日曜日)、印旛支所(毎週土曜日の午前中)の4施設で休日開庁を実施している。</p> <p>今後は、各施設の地域性、利用者の動向等、また、住民票等のコンビニ交付導入を考慮しつつ、効率的な窓口業務を検討する必要がある。</p>
実施概要	<p>各施設の利用者等の現状を分析・検討し、現在の休日開庁日のあり方、更に市民サービスの向上を図る効率的な窓口開設を検討し、市民が利用しやすい窓口開設を実施する。</p> <p>また、併せて、近隣市町村のコンビニ交付導入の取り組み状況を把握しながら、住民票等のコンビニ交付導入についても検討、実施していく。</p>
計画期間目標	平成29年度に住民票等のコンビニ交付を導入するとともに、効率的な窓口開設のあり方を検討、実施する。

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の利用者等の動向調査</li> <li>○効率的な窓口開設の検討、実施</li> <li>○住民票等のコンビニ交付導入の検討</li> </ul>	各施設の利用者等の動向や休日開庁の利用状況の分析を行った。また、コンビニ交付については、実施する証明書や開始日等の検討を行い、実施に向け準備を行った。	<p>コンビニ交付を実施することで、全国のコンビニエンスストアで役所の開庁時間でも証明書が取得できるため、市民へのサービスの向上となる。また、窓口混雑の緩和に繋がるのが期待できる。</p> <p>コンビニ交付開始後の各施設における利用状況について分析を行い効率的な窓口開設について検討する。</p>
29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の利用者等の動向調査</li> <li>○効率的な窓口開設の検討、実施</li> <li>○住民票等のコンビニ交付導入</li> </ul>	各施設の利用者等の動向や休日開庁の利用状況の分析を行った。コンビニ交付については、平成29年7月から実施し、住民票、印鑑証明、税証明を取得することができるようになった。	<p>コンビニ交付を実施することで、全国のコンビニエンスストアで市役所の開庁時間でも証明書が取得できるため、市民へのサービスの向上となる。</p> <p>コンビニ交付申請には、マイナンバーカードの取得が必須のため、引き続き啓発に力を入れ普及に努める。</p> <p>また、各施設における利用状況について分析を行い、効率的な窓口開設について検討する。</p>
30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の利用者等の動向調査</li> <li>○効率的な窓口開設の検討、実施</li> </ul>	各施設の利用者等の動向や休日開庁の利用状況の分析を行った。マイナンバーカードの啓発及びコンビニ交付の周知を図った。	今後、各施設における利用状況について分析を行い、効率的な窓口開設について検討する。マイナンバーカードの啓発及びコンビニ交付の周知を図る。
31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の利用者等の動向調査</li> <li>○効率的な窓口開設の検討、実施</li> </ul>		
32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の利用者等の動向調査</li> <li>○効率的な窓口開設の検討、実施</li> </ul>		

改革事項	4 効率的・効果的な行政サービスの推進
改革項目	4-2 行政サービスの見直し
実施項目	25 申請・届出手続きの電子化

担当部署	市民課・管財課
------	---------

## 1 概要等

現状分析	<p>○平成27年4月20日現在、住民基本台帳カードを利用した住民票等のコンビニ交付を実施している市町村が100団体である。平成28年1月から個人番号カードの交付が始まり、今後は、個人番号カードによる住民票等のコンビニ交付が始まる。(市民課)</p> <p>○公共施設予約システム、図書予約システムなど専用システムで運用している以外のものについては、千葉県及び県内市町村で共同システム運用している、「ちば電子申請システム」(第二期)を使用している。現在17項目で受付を実施しているが、このシステムが職員及び市民に浸透していないのが現状である。(情報管理課)</p>
実施概要	<p>○近隣市町村の個人番号カードによるコンビニ交付の動向を注視しながら、コンビニ交付の導入を検討する。また、併せて、現在の出先機関及び休日開庁のあり方についても、検討していく。(市民課)</p> <p>○平成28年度より、第三期の運用が開始されるため、それに併せて、各課への申請業務調査、申請項目の追加を行っていく。また、システム浸透のため、広報・ホームページなどを活用していく。(情報管理課)</p>
計画期間目標	<p>平成29年度に、住民票等のコンビニ交付導入を実施する。(市民課)</p> <p>現在の17項目から25項目とする。(情報管理課)</p>

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	<p>○住民票等のコンビニ交付導入の検討</p> <p>○対象申請業務の検討</p> <p>○追加手続数 3項目</p>	<p>【市民課】コンビニ交付については、実施する証明書や実施日等の検討を行い、実施に向け準備を行った。</p> <p>【情報管理課】広報紙や庁内の情報を基に、各担当課に電子申請を勧め、電子申請の数が17項目から20項目に増えた。</p>	<p>【市民課】コンビニ交付を実施することで、全国のコンビニエンスストアで役所の閉庁時間でも証明書が取得できるため、市民へのサービスの向上となる。また、窓口混雑の緩和に繋がることが期待できる</p> <p>【情報管理課】今後も、更に各課に電子申請を浸透させ、電子申請数を増やしていきたい。</p>
29年度	<p>○住民票等のコンビニ交付導入</p> <p>○対象申請業務の検討</p> <p>○追加手続数 2項目</p>	<p>【市民課】コンビニ交付については、平成29年7月より開始し、住民票、印鑑証明、税証明が取得できるようになった。</p> <p>【情報管理課】広報紙や庁内の情報を基に、各担当課に電子申請を勧めたが、期間限定手続が終了したため19項目に減った。(2減、1増)</p>	<p>【市民課】コンビニ交付を実施することで、全国のコンビニエンスストアで役所の閉庁時間でも証明書が取得できるため、市民へのサービスの向上となる。また、窓口混雑の緩和に繋がることが期待できる。</p> <p>【情報管理課】マイナンバー情報連携が、平成29年11月より始まった為、手続数が減少しつつあるが、今後も、継続して各課に照会していく。</p>
30年度	<p>○対象申請業務の検討</p> <p>○追加手続数 1項目</p>	<p>【市民課】広報紙及びホームページにより、マイナンバーの取得及びコンビニ交付について周知を図った。</p> <p>【管財課】広報紙や庁内の情報を基に、各担当課に電子申請を勧め、年度中に手続を1つ追加したが、期間限定のものであったため手続数は19項目となった。</p>	<p>【市民課】マイナンバーカード交付件数 平成30年度末:12,561件 コンビニ交付件数 住民票: 915件(H29:363件)※ 印鑑証明: 609件(H29:244件)※ 税証明: 167件(H29:34件)※ 合計: 1,691件(H29:641件)※ (※前年度件数については、9か月分) 引き続き、マイナンバーカードの啓発及びコンビニ交付の周知を図る。</p> <p>【管財課】マイナンバー情報連携が、平成29年11月より始まった為、手続数が減少しつつあるが、今後も、継続して各課に照会していく。</p>
31年度	<p>○対象申請業務の検討</p> <p>○追加手続数 1項目</p>		
32年度	<p>○対象申請業務の検討</p> <p>○追加手続数 1項目</p>		

改革事項	4 効率的・効果的な行政サービスの推進
改革項目	4-2 行政サービスの見直し
実施項目	26 窓口のプライバシー保護

担当部署	総務課・窓口関係各課
------	------------

### 1 概要等

現状分析	現状、窓口のカウンターに低い間仕切りがある程度で、相談者の情報は視覚的にも聴覚的にも保護されていない状況である。
実施概要	相談者の情報が視覚的に守られるよう、パーテーション等の設置について、検討する。 また、聴覚的にもプライバシーの保護が図れるよう、どのような手段があるか調査・研究するとともに、適当な手段が見つかった場合には、一部の窓口において試験的に導入を検討する。
計画期間目標	視覚的なプライバシーの保護については、早い段階で、必要な窓口に仕切り板を設置する。 また、聴覚的なプライバシー保護については、調査・研究をするとともに試験的導入に努める。

### 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	視覚的なプライバシー保護のできる窓口の検討	・関係各課に「窓口におけるプライバシー保護対策状況調査」を実施し、状況を把握するとともに次年度に向けて視覚的プライバシー保護を実施希望する課等を確認し予算確保に努めた。	・できるところでは仕切り版だけでなく、囲みにより対応を早期に取り組んだ課もあり、プライバシー保護に対する意識の高さが伺えた。
29年度	視覚的なプライバシー保護のできる窓口の検討・開設	市民税課(3)、資産税課(3)、学務課(3)、指導課(3)、印旛支所 市民サービス課(4)へ計13枚の視覚的プライバシー保護パネルを配布し、相談者等の情報保護に努めた。	各課が独自にプライバシー保護への取組を行っており、意識の高さが伺える。
30年度	視覚的なプライバシー保護のできる窓口の検討・開設	プライバシー保護を図るため、窓口待合スペースのベンチの配置位置等を検討し、再配置した。	待合スペースのベンチの配置を変えることにより、窓口カウンターからの距離を確保し、視覚的、聴覚的なプライバシー保護に努めた。
31年度	○視覚的なプライバシー保護のできる窓口の開設 ○聴覚的プライバシー保護の在り方の調査・研究		
32年度	聴覚的プライバシー保護の試験的な導入		

改革事項	4 効率的・効果的な行政サービスの推進
改革項目	4-3 市民協働事業の推進
実施項目	27 NPO・市民活動団体等との協働体制の整備・促進

担当部署	市民活動推進課
------	---------

## 1 概要等

現状分析	近年、都市化や少子高齢化の進展をはじめ、地域課題や市民ニーズは多様化の一途を辿っている。こうした諸課題に対し、これまで行政が提供してきたサービスだけでは地域課題の解決や市民ニーズを満たすことが難しくなっている。今後は、NPO・市民活動団体をはじめとした多様な主体と市が協働し、地域に応じたきめ細かい行政サービスが求められている。
実施概要	○「協働のガイドライン」や要約版「協働の手引き」の活用を図るとともに、全庁的な職員研修等を実施し、協働に対する意識の醸成を図る。 ○企画提案型協働事業の実施により協働の取り組みを推進する。 ○市民活動支援センターを活用し、市民に協働への参加を促す取り組みを展開する。
計画期間目標	協働事業数(企画提案型協働事業を含む全庁内事業の計):80件【平成32年度】

## 2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	○協働研修の実施(参加40名) ○各部署に協働推進員の設置検討 ○企画提案型協働事業の実施・改善 ○市民向け協働講座の実施 ○協働事業数72件	○協働職員研修の開催(H29.1.27、参加39名) ○協働推進員の設置検討 ○市民活動推進委員会で企画提案型協働事業を審査・選定(採択事業数5件) ○企画提案型協働事業説明会の開催(H28.6.11) ○NPO・ボランティア関連協働事業数75件	協働事業数は目標を達成し、担い手となる市民活動支援センターの登録団体数も着実に増加している。企画提案型協働事業については、昨年度に制度を見直したところ、提案数や採択件数が増加した。しかし、市民主体のまちづくりに向けては、今後も引き続き、職員の協働意識の醸成に努めるとともに、市民活動支援センターと連携し、市民活動の人材育成に取り組む必要がある。
29年度	○協働研修の実施(参加40名) ○部署に協働推進員の設置 ○企画提案型協働事業の実施・改善 ○市民向け協働講座の実施 ○協働事業数74件	○協働職員研修の開催(H30.1.22、参加46名) ○協働推進員の設置検討 ○市民活動推進委員会で企画提案型協働事業を審査・選定(採択事業数8件) ○企画提案型協働事業説明会の開催(H29.6.10)、協働サポート講座の開催(H29.6.24) ○NPO・ボランティア関連協働事業数85件	協働事業数は目標値を大きく超え、担い手となる市民活動支援センターの登録団体数も着実に増加している。企画提案型協働事業は過去の実績を大きく超える提案数・採択件数となった。市民主体のまちづくりに向けては、今後も引き続き、職員の協働意識の醸成に努めるとともに、市民活動支援センターと連携し、市民活動の人材育成に取り組む必要がある。
30年度	○協働研修の実施(参加40名) ○各部署に協働推進員の設置 ○企画提案型協働事業の実施・改善 ○市民向け協働講座の実施 ○協働事業数76件	○協働職員研修の開催(H31.1.23、参加47名) ○市民活動推進委員会で企画提案型協働事業を審査・選定(採択事業数5件) ○企画提案型協働事業説明会の開催(H30.6.10)、協働サポート講座の開催(H30.6.16) ○NPO・ボランティア関連協働事業数88件	協働事業数は目標値を超え、担い手となる市民活動支援センターの登録団体数も平成30年度では152団体となっており、5年間で約1.5倍に増加している。企画提案型協働事業も継続事業のほか、新規事業も採択されている。今後も、市民主体のまちづくりに向け、職員の協働意識の醸成に努めるとともに、市民活動支援センターと連携し、市民活動の人材育成に取り組む必要がある。
31年度	○協働研修の実施(参加40名) ○各部署に協働推進員の設置 ○企画提案型協働事業の実施・改善 ○市民向け協働講座の実施 ○協働事業数78件		
32年度	○協働研修の実施(参加40名) ○各部署に協働推進員の設置 ○企画提案型協働事業の実施・改善 ○市民向け協働講座の実施 ○協働事業数80件		